



長野県報

3月17日(月)
平成26年
(2014年)
第2556号

目 次

規則

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(警務課)	1
長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則(警務課)	3

告示

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(森林づくり推進課)	3
長野県収入証紙売りさばき人の指定(会計課)	3
平成18年長野県警察本部告示第2号(改正後の長野県個人情報保護条例に基づく口頭により請求することができる記録情報)の一部改正(広報相談課)	4
昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部改正(選挙管理委員会)	4

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働・NPO課)	5
一般競争入札(3件)(企業局)	5
一般競争入札(建設政策課)	6
一般競争入札(企業局)	7

規則

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年3月17日

長野県公安委員会委員長 山浦悦子
長野県公安委員会規則第1号

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則
長野県警察の組織に関する規則(昭和38年長野県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。
第2条第1項第2号中「少年課」を「子供・女性安全対策課 少年課」に改める。
第10条第1項中第2号から第6号までを削り、第7号を第2号とし、同項第8号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同条第2項第1号中「こと」を「こと(子供・女性安全対策課の所掌に属するものを除く。)」に改め、同項第2号中「子ども・女性安全対策室」を「子供・女性安全対策課」に改め、同項第3号中「行方不明者、」を削り、同項第4号中「防止及び取締り」を「防止対策」に改め、同項第6号及び第7号を削り、同項第8号中「及び取締り」を削り、同号を同項第6号とし、同条第3項を次のように改める。
3 生活安全企画課に、次の各号に掲げる事務をつかさどらせるた

め、許可事務担当室を付置する。

- (1) 質屋営業法(昭和25年法律第158号)及び古物営業法(昭和24年法律第108号)の規定に基づく質屋営業及び古物営業の許可等に関すること。
- (2) 金属くず商及び金属くず行商に関する条例(昭和32年長野県条例第37号)の規定に基づく金属くず商等の許可等に関すること。
- (3) 警備業法(昭和47年法律第117号)の規定に基づく警備業者の認定等に関すること。
- (4) 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号)の規定に基づく探偵業に係る届出書の受理等に関すること。
- (5) 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)の規定に基づく疑わしい取引の届出の受理等に関すること。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定に基づく風俗営業等の許可等に関すること。
- (7) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)の規定に基づく銃砲刀剣類の所持の許可等に関すること。
- (8) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)の規定に基づく獵銃用火薬類等の譲渡の許可等に関すること。
- (9) 高圧ガスその他の危険物に係る届出等の受理等に関すること。
- (10) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)の規定に基づく核燃料物質等、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律

第167号)の規定に基づく放射性同位元素等、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)の規定に基づく特定物質並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定に基づく一種病原体等、二種病原体等及び三種病原体等の運搬の届出の受理等に関すること。

(11) 年少者に対してテレホンクラブ等営業の利用を誘発する行為の規制に関する条例(平成11年長野県条例第27号)の規定に基づく利用カードの販売等の届出の受理等に関すること。

(12) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)の規定に基づくインターネット異性紹介事業の届出の受理等に関すること。

第10条の次に次の1条を加える。

(子供・女性安全対策課)

第10条の2 子供・女性安全対策課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)の規定に基づくストーカー行為等の規制及び被害を防止するための援助並びに取締りに関すること。

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)の規定に基づく配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護並びに取締りに関すること。

(3) 行方不明者の保護に関すること。

(4) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)の規定に基づく援助に関すること。

(5) 子供の生命又は身体を害する犯罪及び女性に対する性的犯罪の予防に関すること。

第11条第2項中「事務」を「事務(子供・女性安全対策課の所掌に属するものを除く。)」に改める。

第12条第1項第5号中「(昭和23年法律第122号)の規定に基づく風俗営業等の規制及び業務の適正化並びに」を「違反の」に改め、同項第8号中「(昭和33年法律第6号)の規定に基づく銃砲刀剣類の所持の許可等及び」を「違反の」に改め、同項第9号中「(昭和25年法律第149号)の規定に基づく獵銃用火薬類等の譲渡の許可等及び」を「違反の」に改め、同項第10号中「に係る届出等の受理等及び取締り」を「の取締り」に改め、同項第11号を次のように改める。

(11) 質屋営業法及び古物営業法違反の取締りに関すること。

第12条第1項第12号中「第1号から第10号まで」を「前各号」に改め、同号を同項第17号とし、同項第11号の次に次の5号を加える。

(12) 金属くず商及び金属くず行商に関する条例違反の取締りに関すること。

(13) 警備業法違反の取締りに関すること。

(14) 探偵業の業務の適正化に関する法律違反の取締りに関すること。

(15) 特殊開鋏用具の所持の禁止等に関する法律違反の取締りに関すること。

(16) 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律違反の取締りに関すること。

第17条第2号中「交通安全教育及び交通安全運動」を「交通事故防止対策の企画」に改め、同条第6号中「交通事故防止対策」を

「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)の規定に基づく自動車運転代行業の認定等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 交通企画課に、次の各号に掲げる事務をつかさどらせるため、交通安全対策室を付置する。

- (1) 交通事故防止対策に関すること(企画に関することを除く。)。
- (2) 交通安全教育及び交通安全運動に関すること。

第21条第1号中「交通企画課の所掌に属するもの」を「企画に関すること」に改める。

第30条第4項ただし書中「長野県長野中央警察署」の次に「、長野県上田警察署」を加え、「第5号」を「第6号」に改める。

別表第1の生活安全部の項中

少年課	企画指導係 事件係 特捜班
-----	---------------

を

子供・女性安全対策課	ストーカー・配偶者暴力対策係 子供・女性安全対策係 特捜班
少年課	企画指導係 事件係 特捜班

に、「環境係 銃刀・危険物係」を「環境係」に改め、同表の交通部の項中「企画指導係 安全教育係 安全対策係」を「企画指導係」に改める。

別表第2の1の長野市安茂里交番の項中「丹波島3丁目の一部」を「丹波島三丁目の一部 大字塩生 大字小鍋 大字山田中 安茂里小市一丁目から四丁目まで 篠ノ井小松原の一部」に改め、同1の長野市小市警察官駐在所の項を削り、同表の3の中野市中野駅前交番の項から中野市永田警察官駐在所の項までを次のように改める。

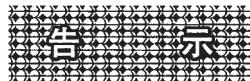
中野市信州 中野駅前交番	中野市西1 丁目	中野市 大字中野 大字一本木 中央1丁目から4丁目まで 西1丁目及び2丁目 諏訪町 東山 小館 三好町1丁目及び2丁目 大字西条 南宮 大字小田中 大字三ツ和 大字桜沢 大字篠井 大字新保 大字新野 大字間山 大字更科
中野市高社 交番	中野市大字 七瀬	中野市 大字吉田 大字岩船 大字江部 大字片塙 大字七瀬 大字安源寺 大字草間 大字立ヶ花 大字牛出 大字栗林 大字大俣 大字田麦 大字壁田 大字厚具 大字新井 大字若宮 大字金井 大字笠原 大字間長瀬 大字竹原 大字深沢 大字越 大字赤岩 大字柳沢 大字田上 大字岩井
中野市豊田 警察官駐在所	中野市大字 豊津	中野市 大字上今井 大字豊津 大字穴田 大字永江

別表第2の20の松本市村井・寿交番の項中「大字芳川村井町 大字芳川小屋」を「小屋北1丁目及び2丁目」に、「2丁目 大字芳川平田」を「2丁目」に改め、同20の松本市 笹賀警察官駐在所の項から松本市和田警察官駐在所の項までを次のように改める。

松本市空港北交番	松本市大字神林	松本市 大字神林 大字笛賀の一部 大字 空港東 大字今井 大字和田 大 字新村 塩尻市 大字洗馬のうち長野県松本空港の 区域
----------	---------	--

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

警務課



別表第2の22の大町市信濃大町駅前交番の項から大町市野口警察官駐在所の項までを次のように改める。

大町市信濃大町駅前交番	大町市大町	大町市 大町
大町市平警察官駐在所	大町市平	大町市 平

別表第4の会計課の項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同表

「の子ども・女性安全対策室の項中 「子ども・女性安全対策室」を
「許可事務担当室」に改め、同表の科学捜査研究所の項の

次に次のように加える。

交通安全対策室	室長	警視	室務の掌理及び部下職員の指揮監督
---------	----	----	------------------

附 則

この規則は、平成26年3月20日から施行する。ただし、別表第4の会計課の項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

警務課

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年3月17日

長野県公安委員会委員長 山浦悦子

長野県公安委員会規則第2号

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則（昭和35年長野県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表中

「 356 257 150 951 280 1,231 」を
「 359 258 145 950 282 1,232 」に、
「 621 765 752 2,317 165 2,482 」を
「 618 764 757 2,318 163 2,481 」に改め

る。

附 則

長野県告示第149号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年3月17日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡阿南町字西條1612、1649、1763の2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第150号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成26年3月11日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成26年3月17日

長野県知事 阿部守一

売りさばき人の氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
株式会社Obtenir	大町市平5419-7	大町市大町5926-1 ファミリーマート大町 大原店

会計課